

サービス付き高齢者向け住宅の追加基準の適用について

平成24年3月23日

■ 審査の方法

1 緊急通報装置の設置

入居者の心身の状況が急変した場合にサービス提供者に通報できるよう、少なくとも居室内に緊急通報装置を備えること。

【審査方法】

登録申請時に、申請書の記載（4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備）で「緊急通報装置を備えている」にチェックされていることを確認。

2 耐火性能の確保

建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

【審査方法】

登録申請時に、確認済証の写しとともに、建築確認申請書（副本）第1面から4面の写しの添付を求め、第4面「5. 耐火建築物」欄の記載が耐火建築物又は準耐火建築物となっているかを審査。

3 旧耐震建築物の耐震性の確保

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物については、耐震診断を行うとともに、必要に応じて、耐震改修により耐震性の確保を行うこと。

【審査方法】

以下のいずれかの添付を求め、審査する。

- ・耐震診断の結果（補強する場合は補強計画を含む）について、耐震評価機関（（財）日本建築総合試験所、（財）大阪建築防災センター、（社）大阪建築士事務所協会）が交付する評価書の写し
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条に基づく「住宅性能評価書」（既存住宅の性能評価であって、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）が1以上であるもの）